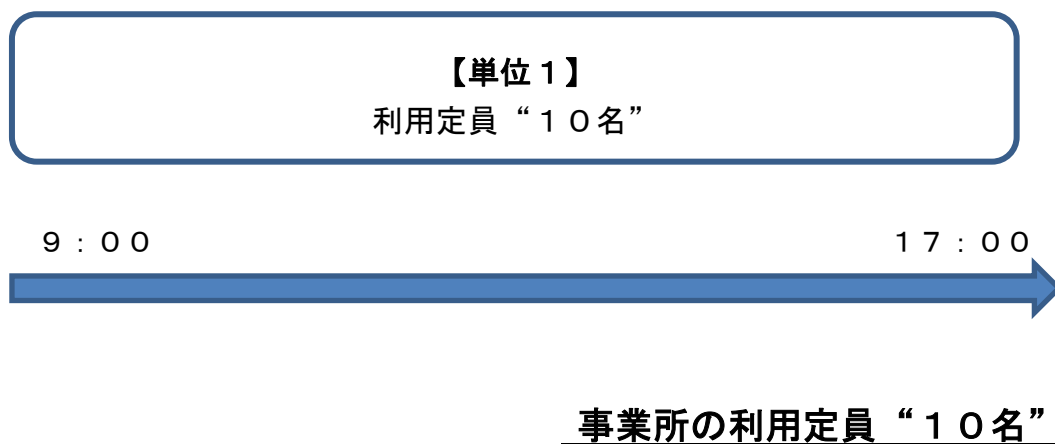


看護職員が必置ではない地域密着型通所介護事業所の例(例1、例2)

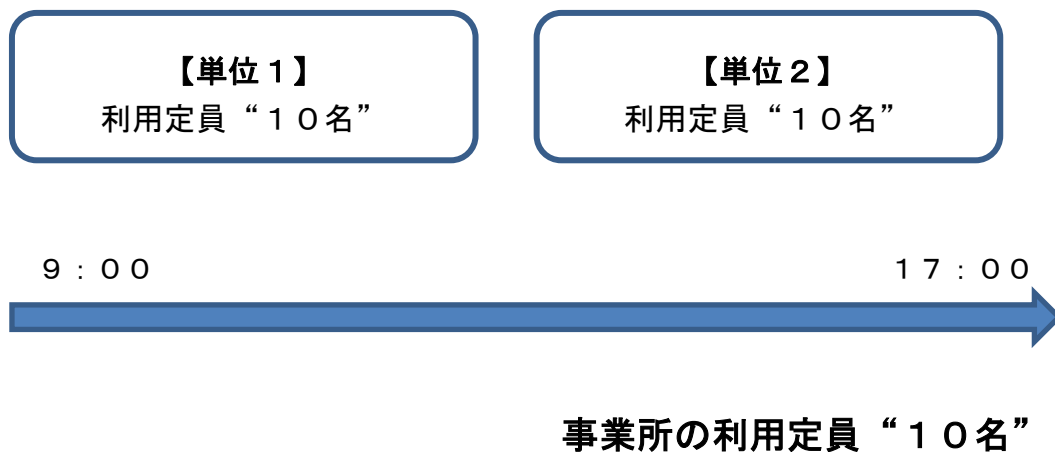
(世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(以下、「区条例」といいます。)第60条の3第2項の適用による、『看護職員又は介護職員』の配置)

次の例のようなサービス提供を行っている場合は、看護職員が必置ではありません。

【例1】月曜日～金曜日で、以下の地域密着型通所介護サービスを提供



【例2】月曜日～金曜日で、以下の地域密着型通所介護サービスを提供

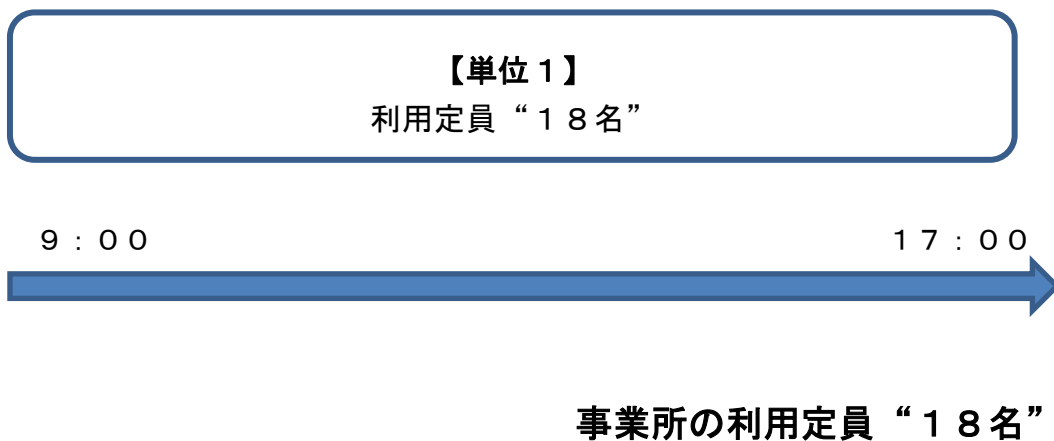


看護職員が必置となる通所介護事業所の例（例3～例6）

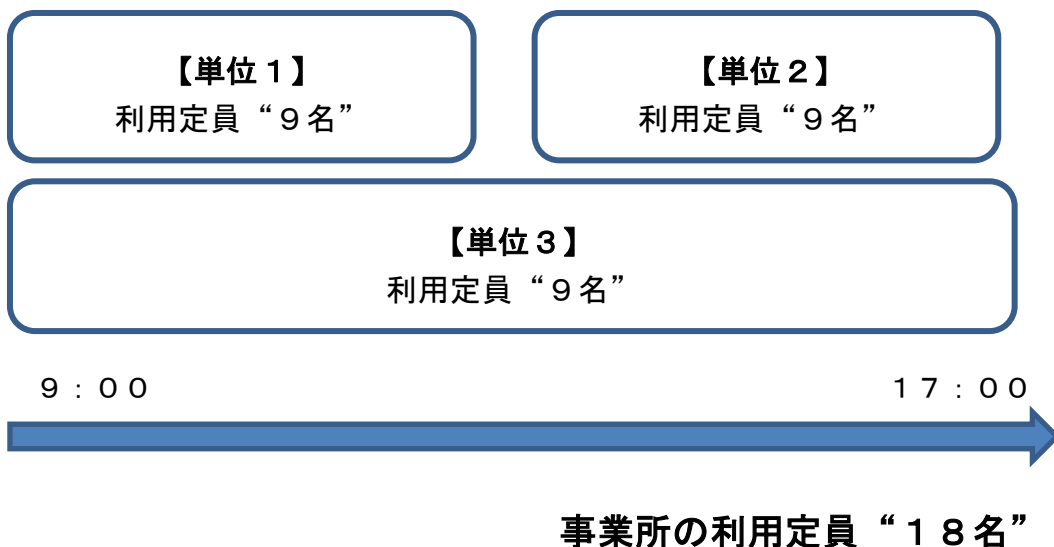
（ 区条例第60条の3第1項適用 ）

次の例のようなサービス提供を行っている場合、看護職員の配置が必要です。
実施する全ての単位に、看護職員を配置してください。

【例3】月曜日～金曜日で、以下の地域密着型通所介護サービスを提供



【例4】月曜日～金曜日で、以下の地域密着型通所介護サービスを提供



※各単位の利用定員は9名であるが、事業所としての利用定員は18名であるため、
各単位について看護職員の配置が必要。

【例5】月曜日～金曜日で、以下の地域密着型通所介護サービスを提供

【単位1】

利用定員“9名”

【単位2】

利用定員“9名”

【単位3】

利用定員“9名”

9:00

17:00



事業所の利用定員“18名”

※午後の時間帯において、同時にサービス提供を受けることができる利用定員は9名であるが、事業所としての利用定員が18名であるため、【単位1】【単位2】のみでなく、【単位3：午後】についても看護職員の配置が必要。

【例6】

● 月曜日～金曜日で、以下の地域密着型通所介護サービスを提供

【単位1】

利用定員“18名”

9:00

17:00



● 土曜日、日曜日で、以下の地域密着型通所介護サービスを提供

【単位2】

利用定員“10名”

9:00

17:00



事業所の利用定員“18名”

※土曜日、日曜日において、同時にサービス提供を受けることができる利用定員は10名であるが、事業所としての利用定員が18名であるため、【単位1：月～金】のみでなく、【単位2：土曜日、日曜日】についても看護職員の配置が必要。